

照度 lx	場 所	作 業
1500		
1000		○精密製図、○精密実験、○ミシン縫、
750	製図室、被服教室、 電子計算機室	○キーパンチ、○図書閲覧、○精密工作
500	教室、実験実習室、実習工場、研究室、図書閲覧室、書庫、 事務室、教職員室、会議室、保健室、食堂、厨房室、給食室、 放送室、印刷室、電話交換室、守衛室、屋内運動場	○美術工芸制作、○板書、 ○天秤台による計量
300		
200		
150	講堂、集会室、休養室、ロッカー室、 昇降口、廊下、階段、洗面所、便所、 公仕室、宿直室、渡り廊下	
100		
75		
50	倉庫、車庫、非常階段	
30		

備 考 視力や聴力の弱い児童・生徒が使用する教室、実験実習室などの場合は2倍以上の照度とする（聴力の弱い児童・生徒の場合は、主として他人のくちびるの動きを見て言葉を理解する助けとしている。）。

照度 lx	場 所	作 業
150		
100	バスケットボールコート、バレーコート、テニスコート	
75	○ソフトボールのバッテリー間、水泳プール	
50	徒手体操場、器械体操場、陸上競技場、サッカーグラウンド、ラグビー グラウンド、ハンドボールグラウンド、ソフトボールグラウンド	
30		
20		
10		
5	構内通路（夜間使用）	
2		

〔 判定基準 〕

- (1) 照度基準は、日本工業規格照度基準JIS Z 9110の上表に示されている下限値以上であることが望ましい。
なお、上表中の○印の作業の場所は、局部照明によって、この照度を得てもよい。
- (2) 教室及び黒板のそれぞれの最大照度と最小照度の比は、10：1を超えないこととし、やむを得ず超えた場合でも20：1を超えないこと。
- (3) テレビ及びディスプレイの画面の垂直面照度は、100～500ルクス程度が望ましい。
- (4) コンピュータ設置の教室やワープロ、ディスプレイ等を使用する教室の机上の照度は500～1000ルクス程度が望ましく、画面等に反射や影が見られないこと。
- (5) まぶしさの判定基準は、次のとおりとする。
ア 教室内の児童生徒等から見て、黒板の外側15°以内の範囲に輝きの強い光源（昼光の場合は窓）がないこと。
イ 見え方を妨害するような光沢が、黒板面及び机上面にないこと。
ウ 見え方を妨害するような電灯や明るい窓等が、テレビ及びディスプレイの画面に映じていないこと。